

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十九号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の備考第一項中「及び行政技術員」を、「行政技術員及び技術員」に改める。

別表第五中

34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39

に改める。

別表第八の牛鶏糞乾燥処理作業手当の項中「兼技術員」を「技術員及び兼技術員」に改め、同表の家畜保健衛生業務手当の項中「兼技術員」を「技術員及び業務技術員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。